

経営管理

1 計画行政

(1) 目標

- ア 計画行政の一層の推進
- イ 基本構想、基本計画及び実施計画の体系的な推進
- ウ 施策の総合的かつ計画的な実施
- エ 行政評価によるPDCAサイクルの推進

(2) 令和5年度までの経過

- ア 昭和45年12月22日 松本市基本構想議決
- イ 昭和45年 実施計画第1号を策定し、以後向こう3年間を期間とするローリング方式で毎年度策定
- ウ 昭和46年12月 第1次基本計画を策定し、以後5年毎に改定
- エ 平成14年5月1日 行政評価を導入し、平成22年度まで毎年度実施
- オ 平成23年11月4日 行政改革推進本部にて行政評価の手法を見直し
- カ 令和3年3月19日 松本市基本構想2030議決
- キ 令和3年8月26日 第11次基本計画策定

(3) 令和6年度の取組みと成果

- ア 令和6年度の行財政運営
 - (ア) 市長公約の推進
 - (イ) 基本構想2030・第11次基本計画の推進及び検証
 - (ウ) 新規施策の立案
 - (エ) 地方分権への取組み
 - (オ) 行財政改革の推進
 - (カ) 広域行政の推進
- イ 実施計画第55号の策定
- ウ 行政評価の実施

(4) 現状の分析と今後の課題

- ア 総合計画に基づき、重要業績評価指標等の成果目標の達成に向けて、施策の着実な実行と進捗管理に努めます。
- イ 総合計画に掲げる、三ガク都に象徴される松本らしさの「シンカ」に向けて、組織体制や分野を超えて、施策の推進を図ります。
- ウ 行政評価等により政策効果の「見える化」を行い、行政活動の不断の見直しにより、実施計画や予算編成に反映します。
- エ 統計データや学術論文などを多角的に活用する「マクロの視点」と、若い世代の感覚や問題意識、様々な年齢や境遇ごと、さらに、地域の実情や特性に寄り添う「ミクロの視点」をもって、政策・事業立案に取り組む必要があります。
- オ 適時適切な情報発信や情報共有による戦略的な広報活動を行うとともに、市民との相互理解を深めるための機会を設け、行政と市民と目的を共有する中で、地域の課題解決や新たな価値の創造に向けた行動に繋げる必要があります。

2 事務管理

(1) 目標

- ア 効率的な組織づくり
- イ 定員管理の適正化

ウ 事務事業の見直し

(2) 行政行動指針 2021 - 2025（令和 3 年度～7 年度）の取組経過

基本構想 2030 に定める「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」の実現に向けて、計画策定や業務執行に当たって踏まえるべき市役所組織の指針（方向性）を示したもので、全ての職員に関わる「1 デジタル市役所への変革」、「2 公民ネットワークの充実」、「3 情報共有の高度化」、「4 持続可能な財政基盤の確立」、「5 多様で柔軟な働き方への移行」の 5 つの指針を選定しました。

(3) 令和 6 年度の取組みと成果

庁内外のデジタル基盤を活用し、業務プロセスの見直しや仕事の質の改善を図ることを念頭に置き、効率的な市政運営に取り組むための組織改編をはじめ、今年度当初からの欠員状態の解消に向け、職員の確保においては、新たな採用方法を積極的に取り入れ、職員採用数の増加に取り組みました。

ア 組織

新たな行政課題に対応する組織の新設、組織体制の再編に取り組みました。

項目	主な取組み
組織の新設・再編	・人口定常化に向け、移住推進課の移住に関する業務と人権共生課の国際交流担当を集約するとともに、これまでの取組みに加え、移住推進、交流人口の拡大に部局横断的に取り組むため、総合戦略局に「移住交流推進室」を新設 ・中心市街地活性に向けた提言を見据え、その具現化のため、お城まちなみ創造本部を「中心市街地活性本部」に改組 ・市民の地域づくり活動を一層支援することを明確にするため、地域づくり課を「地域づくり支援課」に名称変更 ・人材育成・人材確保の体制強化に向け、職員課を「人事課」に名称変更 ・カスタマーハラスメント対策に取り組むため、「カスタマーハラスメント対策室」を新設（人事課の兼務） ・観光コンベンション協会と市の役割を明確にし、松本市観光ビジョンを推進するため、観光プロモーション課を「観光ブランド課」に名称変更 ・若者が積極的に社会・政治に参画できるよう支援するため、こども部を「こども若者部」に改組し、「若者参画課」を新設 ・国際文化観光都市の実現に向け、教育委員会の文化財課、博物館を市長部局（文化観光部）へ移管し、引き続き文化資産を大切にしながら、観光施策との連携を強化 ・松本城関連の整備事業を一元化するため、文化観光部に「松本城整備課」を新設 ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向け、スポーツ本部を廃止し、新たに「スポーツ部」を設け、「国スポ・全障スポ企画課」を新設 ・市立特別支援学校設置に向け、学校教育課に「特別支援学校設置準備室」（附属施設）を新設
組織数	16 部局 7 本部 116 課 215 担当 → 17 部局 7 本部 118 課 214 担当（1 部増、2 課増、1 担当減） ※ 病院局は市と別で定数条例を保有し、診療部、医療技術部、看護部の 3 課、49 担当及び四賀の里クリニック診療科 1 担当には市の事務職員が在籍せず、行政改革の見直しの対象外であることから組織数から除外する。

イ 要員（正規職員）

既存事業を見直し経営資源の再配分等を行った結果、13人の増員となりました。

項目	主な取組み
組織の新設等	増員 48 人
組織の見直し・統廃合	減員 43 人
事務の充実・増加	増員 13 人
民間活力の導入	減員 5 人
会計年度任用職員の正規化	増員 1 人
業務統合に伴うもの	増員 3 人
モデル事業終了に伴うもの	減員 4 人
合 計	増員 13 人（増員 65 人、減員 52 人）
定数内職員数	1,815 人 → 1,828 人（増員 13 人）

ウ 事務事業

新規事務事業に対応しつつ、民間活力導入等により、事務の効率化を図りました。

項目	主な取組み
新規事務事業等への取組み	・ カスタマーハラスメント対策における体制強化 ・ 東アジア文化都市 2026 松本の開催 ・ 北信越市議会議長会及び全国市議会議長会事務局業務
民間活力の導入・事務改善等	・ 指定管理者制度導入後労政課の職員体制の見直し ・ 介護認定の申請受付、認定調査（更新）の委託化

エ 指定管理者制度

令和 6 年度は、令和 7 年度からの指定管理者制度の更新等に取り組み、697 の公の施設のうち、175 施設（うち公募 103 施設）が指定管理者制度導入施設となりました。

制度未導入の公の施設については、政策的な観点から直営による管理を継続する施設を除き、施設のあり方や制度導入の適否などの検討を進めます。

(4) 今後の取組み

既存事業のデジタル化・効率化・スクラップにより、行政経営資源の創出を目指し、行政組織の生産性をさらに高めます。

また、新庁舎建設及び基幹システムの標準化を従来の仕事の仕方を見直す好機と捉え、職員一人ひとりが積極的かつ主体的に仕事内容及び手順等を見直せるよう、抜本的な業務改善に取り組めます。

3 人事管理

(1) 目標

- ア 全体の奉仕者としてふさわしい人材の確保及び適材適所の人事配置
- イ 適正な給与制度の確保
- ウ 職員の資質向上と人材育成
- エ 服務規律の確保等
- オ 職員の健康管理と安全衛生
- カ 働きやすい職場環境づくり

(2) 令和 5 年度までの経過

ア 人事

(ア) 職員採用資格試験

- a 退職者数、行政改革による要員管理等を踏まえ、職員採用資格試験を実施しています。
- b 優れた人材を確保するため、特色ある職員採用を順次実施してきました。

平成 9 年度	国籍条項撤廃
17 年度	保育士試験に社会人特別枠を設定
18 年度	人柄、性向等の人間性をみるため集団面接を導入
21 年度	特定任期付職員の採用（商工観光部長）
22 年度	再任用職員の採用（病院局長）
26 年度	行政職試験に身体障がい者枠、専門職試験に実務経験者枠を設定
28 年度	適性検査の導入
29 年度	身体障がい者枠を障がい者枠に変更し対象を拡大
30 年度	実務経験者枠の択一式の教養試験を廃止
令和 元年度	自己アピール枠の設定
2 年度	就職氷河期世代を対象にした試験を実施
3 年度	小論文枠、デジタル枠の設定
4 年度	技術系（土木・建築・化学・電気・機械）実務経験者枠の受験資格年齢の上限を 40 歳へ引上げ

(イ) 人事異動

適材適所の人事配置、組織の活性化、職員のモチベーションの向上を図るため、4 月の定期人事異動を基本とした人事異動を実施しています。

イ 給与

(ア) 一般職の給与改定

a 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行っています。

b 諸手当等については、次のとおり見直しを行ってきました。

平成 17 年度	特殊勤務手当の見直し（16 種 22 手当→9 種 13 手当）
18 年度	給与構造改革による大規模な改定
20 年度	特殊勤務手当の見直し（9 種 13 手当→8 種 10 手当）
22 年度	夜間看護手当を病院局の規定へ移行（8 種 10 手当→7 種 8 手当）
24 年度	給与構造改革で抑制されてきた若年層・中堅層の昇給を回復
27 年度	給与制度の総合的見直し 特殊勤務手当の見直し（7 種 8 手当→7 種 7 手当）
令和 3 年度	中核市移行に伴い、感染症防疫等作業手当等の特殊勤務手当を追加 保育園等に勤務する保育士等（会計年度任用職員）の報酬に一律上乘せ加算
5 年度	会計年度任用職員（月額制）の給料表改定の適用日を当年度の当初に変更

(イ) 特別職の報酬等改定

松本市特別職報酬等審議会に諮問し、答申内容を踏まえ改定を行っています。

平成 9 年度	平均改定率 + 1.9% の改定
16 年度	平均改定率 △ 3.7% の改定
20 年度	据え置き
23 年度	平均改定率 △ 0.6% の改定
27 年度	平均改定率 △ 2.0% の改定
29 年度	据え置き

(ウ) エコ通勤

平成 13 年 6 月から、職員の通勤についてノーマイカー運動を段階的に進めてきました。平成 20 年 7 月からは名称を「エコ通勤」に改め、さらに、平成 22 年 10 月から地球温暖化防止に繋がる CO₂ の削減、中心市街地の渋滞緩和、公共交通機関の維持・活性化など様々な観点から、市職員が一致した理念の元、市民に率先して原則マイカーを使わない「新しいエコ通勤」を試行し、平成 23 年 10 月から本格実施しています。

職員が通勤届を提出する際には、距離や家庭の事情等に配慮する一定のガイドラインに基づき、所

属長とヒアリングを行い、職員の意見を聴きながら進めています。

取組みに関係して、平成 28 年 4 月から「エコ通勤優良事業所」として公共交通利用促進等マネジメント協議会から継続認証されています。また、令和 4 年 2 月から「自転車通勤宣言企業」として国土交通省に認定され、令和 5 年 5 月には、自治体としては初めて「自転車通勤優良企業」の認定を受けました。

ウ 人材育成・職員研修等

(ア) 人材育成基本計画

- a 地方分権時代を担う人材を育成する指針として、平成 11 年 3 月に「人材育成基本方針」を、平成 21 年 3 月には「新松本市人材育成基本方針」を策定しました。
- b 平成 28 年 3 月、質の高い市民サービスの提供を目指し、「松本市人材育成基本計画」を策定しました。
- c 令和 3 年 7 月、時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するための「第 2 期松本市人材育成基本計画」を策定しました。

(イ) 職員研修

- a とともに未来を描き挑戦する職員の育成を目指し、階層別研修、実務・特別研修、職場研修等に取り組み、その内容の充実に努めてきました。
- b 職員が幅広い視野に立ち、総合的な観点から行政施策に反映できるよう、国、県、その他地方自治体等への派遣研修にも取り組んできました。

(ウ) 松本市職員行動指針

平成 23 年 9 月に、市民や社会からの要請に敏感に対応し、全職員が高い倫理観と危機管理意識をもって取り組む「松本市職員行動指針」を策定し、職場研修等により周知・徹底を図ってきました。

- a 庁内掲示板への掲示
- b 職場研修での活用
- c 職場ごとの朝会等で行動指針を復唱

(エ) 接遇の向上

- a 平成 13 年 8 月から取り組んでいる「さわやか行政サービス運動」、平成 17 年 3 月に作成した「さわやかマナー 笑顔でこんにちは」（接遇マニュアル）に基づき、市民の目線に立った接遇に心がけるよう周知・徹底を図ってきました。
- b 平成 18 年度から外部機関による接遇実態調査を継続的に実施してきました。
- c 平成 23 年度から調査結果を各職場にフィードバックさせるため、職場ごとのフォローアップ研修を実施するとともに、平成 28 年度からは各職場の職場研修担当者を対象に調査前研修を実施しています。

(オ) 人事評価制度

人材育成を基本とした人事評価制度を平成 20 年度から管理職（部課長）対象に始め、平成 21 年度には監督職（課長補佐・係長）を対象に広げて取り組んできました。平成 27 年度からは全正規職員に導入しています。

エ 服務規律等の確保

(ア) 服務規律等の確保

全体の奉仕者にふさわしい厳正な服務規律を確保することは、行政及び市職員に対する信頼の基礎であり、職員一人ひとりの自覚を高めるため、「地方公務員法」、「職員服務規程」、「職員倫理規程」等を機会あるごとに周知し、服務規律等の確保に努めています。

(イ) 服務関係届

職務専念義務免除、兼業許可願、守秘義務解除等の届出漏れがないよう、庶務担当係長や庶務担当者向けに周知徹底しています。

(ウ) 懲戒処分の指針

新たに生じた職員の非違行為に対応し、職員に倫理の保持と公務員としての自覚を促すため、「職

員懲戒処分の指針」を策定して運用しています。

オ 職員の健康管理・安全衛生

(ア) 安全衛生委員会

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、労働災害の防止、職員の健康障害を防止するための対策等について月1回委員会を開催して協議しています。

(イ) 健康診断等

労働安全衛生法及び松本市職員健康管理規則に基づき、疾病の予防、早期発見と早期治療を目的に、定期健康診断、生活習慣病予防のための各種健康診断、がん検診、各種予防接種を実施しています。また、健康診断の結果に基づき、生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

(ウ) メンタルヘルスケア

- a 平成13年4月から専門カウンセラーによるカウンセリングルームを開設しています。
- b 平成27年度から労働安全衛生法に基づき、全職員にストレスチェックを実施しています。
- c リラクゼーションを主としたセルフケアを促進するため、平成28年度から「ストレスケア相談」を開設しカウンセリングルームの充実を図りました。
- d 令和3年7月策定の「第2期松本市人材育成基本計画」に人材育成の基盤づくりとして「心の健康づくりの推進」を盛り込み、セルフケアの促進、疾病の早期対応、長期療養者の復職支援等を推進しています。

カ 働きやすい職場環境づくり

(ア) 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を人材育成基本計画内に位置付け、職員が働き続けることができる職場づくりに努めています。

(イ) 多様な働き方

平成27年度から時差出勤制度を実施しており、平成30年度から公務の都合以外での利用もできるよう規程の改正を行い、取り組んでいます。

また、令和2年度からテレワークを導入し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図りました。

(ウ) 時間外勤務時間の縮減

長時間の時間外勤務が職員の健康等に与える影響を考慮し、能率的な執務の執行を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスや職員がコスト意識を持って仕事のやり方等を見直すなどの観点から、時間外の勤務について、平成5年から全庁を挙げて、その適正な運用及び縮減に努めています。

(3) 令和6年度 of 取組みと成果

ア 人事

(ア) 職員の採用

新規採用職員として、4月1日に70人を採用しました。

現役社会人も受験しやすくするために、令和4年度から技術系の実務経験者枠の受験資格年齢の上限を35歳から40歳へ引き上げ、令和3年度以降、専門試験を免除した小論文枠試験の実施や、情報処理能力に秀でた人材を確保するためのデジタル枠の試験を実施しました。

また、令和2年度から実施してきた就職氷河期世代を対象にした試験を「セカンドキャリア枠」として継続実施するなど、多様な人材の確保に努めました。

(イ) 人事異動

4月1日付けの定期人事異動について、職員の適性や能力による適材適所に配慮し、522人に発令を行いました。なお、昇任者180人のうち、女性は65人でした。

(ウ) 退職

欠員が生じている状況等を勘案し、早期希望退職は実施しませんでした。なお、令和6年度中に71人（再任用職員を除く。）が退職しました。

(エ) 再任用（雇用と年金の接続）

退職共済年金の支給開始年齢が、段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられることに伴い、定年退職後に無収入となる期間が生じることから、雇用と年金の接続を図るための再任用を行っています。

令和 6 年度は、再任用職員として、33 人（フルタイム）を任用しました。

イ 給与

（ア）給与改定

a 令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて改定

（a）月例給

若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に給料表を引上げ改定（平均改定率 3.1%）

（b）期末勤勉手当

民間の支給状況に見合うよう支給月数の 0.1 月分引上げを行い（年 4.50 月分→年 4.60 月分）、引上げ分は期末手当と勤勉手当に均等に 0.05 月分ずつ配分

（c）寒冷地手当

民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を 11.3% 引上げ

b 給与制度のアップデート

人材の確保等の人事管理上の課題に対応し、時代の要請に合わせた給与制度に転換（令和 7 年 4 月適用）

（a）月例給（給料表）

職務や職責をより重視した給与体系とする新たな給料表に切替え

（b）職員手当

扶養手当について配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を増額（2 年間で段階実施）するなど、人事院勧告を踏まえ改正

（イ）在宅勤務等手当の新設

在宅勤務を中心とする職員の負担を軽減するため、令和 5 年人事院勧告に基づく在宅勤務等手当を新設

（ウ）特別職の報酬等改定

改定なし

（エ）エコ通勤

エコ通勤率は、全庁で約 44%、本庁・大手事務所では約 75% となっています。

ウ 人材育成・職員研修等

（ア）職員研修

a 「第 2 期松本市人材育成基本計画」に基づき、階層別研修、実務・特別研修、職場研修等を実施しました。

b 派遣研修として、国、県、他市等（環境省、経済産業省、長野県、姫路市他）へ 15 人を派遣しました。また、外部研修機関へ 204 人を派遣しました。

c 職員のデジタルリテラシーを高め、デジタルサイエンティスト等の専門人材を育成するため、デジタル関係の研修を実施し、資格取得のための助成金を支給しました。

（イ）接遇の向上

a 接遇及び接遇指導者研修等を実施して個人のレベルアップを図り、また、「さわやかマナー 笑顔でこんにちは」（接遇マニュアル）等を周知して、市民目線に立った対応に心がけ、更なる接遇の向上に努めました。

b 外部機関による接遇実態調査を引き続き実施し、職場研修担当者を対象とした接遇研修及び調査を行った職場を対象としたフォローアップ研修に取り組みました。令和 5 年度の結果は、成績区分は昨年度と同様の A「接遇の意識を持ち、感じの良い対応ができている」との評価でしたが、評価点は昨年を 0.17 ポイント下回ったため、引き続き接遇のレベルアップに取り組んでいきます。

（ウ）人事評価制度

- a 業績評価、態度・能力評価について、人材育成及び職務改善を主眼とした制度として全正規職員を対象に実施しました。
- b 業績評価結果の勤勉手当への反映について、全正規職員を対象に引き続き実施しました。
- c 昇給・昇格・昇任への反映について、全正規職員を対象に引き続き実施しました。

エ サービス規律の確保等

- (ア) サービス規律の確保等に向け、庶務担当係長会議等を通じて周知・徹底を図りました。
- (イ) 職場研修の必須課題として、引き続きコンプライアンス研修に取り組みました。
- (ウ) 各職場の朝会等で、職員一人ひとりが心掛けるべき行動や心構えを示した「職員行動指針」の復唱に引き続き取り組みました。

オ 職員の健康管理

- (ア) 新規採用職員 70 名に対し健康相談を行い、不安や悩みを把握し早期に職場に適應できるよう支援を行いました。
- (イ) 産業医面談を 37 回、カウンセリング相談を 96 回開催し、保健師の相談を含め延べ 1,135 人の職員の相談に対応し、疾病の予防や早期対応、復職支援を行いました。
- (ウ) ストレスチェック後、高ストレス者及び高ストレス職場に対し、産業医等による相談対応を行いました。

カ 働きやすい職場づくり

- (ア) ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、昨年に引き続き課長職以上において「イクボス・温かボス宣言」を行いました。
- (イ) 毎月月末金曜日を、ワーク・ライフ・バランスデーとして、定時に退庁するよう促しました。
- (ウ) 時間外勤務時間を縮減するため、課の目標時間を設定して縮減に取り組みました。令和 6 年度の総時間数は前年度比で 2.3% の増加となりました。業務の効率化を進めながら、引き続き縮減対策に取り組みます。
- (エ) 職員の育児休業取得に係る意向確認、育児休業に係る勤務環境の整備等を義務として取り組んでいます。職員の配偶者等出産休暇を、出生のための入院の日から取得可能とするなど、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に積極的に取り組みました。
- (オ) 職員同士のコミュニケーションを深め、所属長を中心として明るく風通しの良い職場づくりに努めるよう周知、徹底しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 人材育成

中核市に相応しい職員を目指し、職員の更なる資質向上や職員のやる気を活かす機会の創出などに取り組む、より一層、行政サービスの質の向上につなげる必要があります。

イ 人材確保

専門職の確保が困難となってきたことから、試験内容の見直しなどに取り組めます。

ウ 人事評価制度

- (ア) 制度への理解の促進、評価者の能力向上のため人事評価研修に取り組んでいます。
- (イ) 評価結果の処遇反映の拡大に伴い、評価精度を高める取組が必要です。また、分限への活用について引き続き検討を進めます。

エ サービス規律等の確保

全体の奉仕者であることを肝に銘じ、また、市民等の信頼に応えるため、「松本市職員行動指針」の徹底、コンプライアンス研修など、サービス規律等の確保に引き続き取り組みます。

オ 職員の健康管理事業の充実

- (ア) 疾病による療養の長期化を防ぎ健康で働けることができるよう、健康診断結果に基づく保健指導を行い疾病予防、重症化予防につなげます。
- (イ) ストレスチェックを全職員に実施し、職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援、並びに組織診断結果に基づいた職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調の未然防止を図ります。

(ウ) 様々な不安を抱える新規採用職員に対し、保健師による健康相談を引き続き実施し、状況に応じてカウンセリング相談の活用などの早期対応に努めます。

カ 働き方改革

仕事のメリハリ、心身のリフレッシュが図れるよう、年次休暇の取得促進に取り組むとともに、テレワーク、サテライトオフィス、時差出勤制度の利用促進を図り、職員が活き活きと働ける職場環境づくりに努めます。

4 デジタル化の推進（デジタルトランスフォーメーション）

(1) 目標

インターネットや先端的技术を始めとする情報通信技術などを効果的に用いることにより、急速な少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした課題の解決に寄与し、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感でき、安全で安心して暮らせ、創造的かつ活力ある発展が可能な社会（デジタル社会）の形成を目指して、行政と社会のデジタル化を推進します。

(2) 令和5年度までの経過

平成 24 年度	新住民系情報システムの稼働、災害時対策としてバックアップデータの遠隔地保存を開始
25 年度	電源、空調設備の増設により情報創造館をデータセンター化 新市税等情報システム稼働
26 年度	ホストコンピュータを廃止し、システム再構築等による業務システム最適化を実現 仮想化技術を利用した新たなセキュリティ対策（業務端末の仮想化）を実施
27 年度	最高情報責任者（C I O、副市長）の補佐官（情報政策幹）の採用により I C T マネジメント体制を強化 マイナンバー制度の本格運用に向けた、システム開発・改修を実施
28 年度	「松本市新情報化基本計画」を策定
29 年度	情報化推進委員会を設置 財務会計及び庁内情報システムを更新
30 年度	公共 W i - F i （市有公共施設における公衆無線 L A N 環境）を地区公民館等の計 36 施設に整備 福祉医療の現物給付化に対応するため、こども部系システムを再構築 住民系システムを更新。市税等情報システムのクラウドサービス化 番号法で定められた安全管理措置の実施（職員研修並びに安全管理対策要領の作成） 働き方の多様化への対応及びワークライフバランス推進のため、テレワーク等の実証実験に着手
令和 元 年度	公共施設案内・予約システムをスマートフォンに対応させ再構築 公共 W i - F i を総合体育館等の計 5 施設に追加整備 N T T 東日本との協力体制で、上高地（河童橋から横尾地区間）の光回線を整備 庁内全端末の仮想化基盤の再構築及び対応する端末のシンクライアント化 働き方改革やワークライフバランスの実現を目指して A I や R P A を導入
2 年度	国家戦略特別区域（スーパーシティ型）の応募 「松本市役所テレワークデイズ」を実施し、職員のテレワークガイドラインを作成 屋外 W i - F i スポット（公衆無線 L A N）を上高地（明神、徳沢、横尾）に整備 内部事務系のシステム及び統合型 G I S システム調達仕様書、要求仕様書等の作成
3 年度	行政・社会のデジタル化を推進するため、「D X ・デジタル化推進に関する骨太の方針」を策定 公金の窓口及び納付書納付について、キャッシュレス決済を導入 体験型のスマホ講習会を実施（全 22 回、148 人参加）

庁内のテレワークを推進するとともに、職員のワーケーション実験を行うなど、多様な働き方への取組をデジタルで支援

国の推奨データセットを中心として行政情報のオープンデータ化を推進

職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場として、「D-L a b（ディー・ラボ）@まつもと」を設立

4 年度 インターネットを活用した働き方の変化や外部サービスの利用を見据え、松本市情報セキュリティポリシー対策基準の見直し

公金の窓口納付について、手数料・使用料など支払う 70 の窓口で機器を導入しキャッシュレス決済の運用を開始

公共施設案内・予約システムにおいて、市直営施設（89 施設）を対象にオンラインクレジット決済機能を追加

デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ講習会を実施（全 23 回、196 人参加）

庁内で利用している内部事務系のシステムを更新し運用を開始

統合型 G I S（地図情報システム）を更新し運用を開始

情報創造館庁舎内にデジタル実装促進拠点「デジベース松本」を開所し、令和 4 年 10 月から地元企業の個別相談（37 社）や I T 企業とのマッチング支援（2 社）

デジタル活用を考え、持続的にデジタル弱者を支えていくための環境を地域につくるため、地域を支援できるデジタル活用支援人材を育成（10 地区、15 人）

国の推奨データセットを中心として行政情報のオープンデータ化

5 年度 キャッシュレス決済窓口を 100 窓口に拡充

公共施設案内・予約システムにおいて、指定管理者管理施設（11 施設）を対象にオンラインクレジット決済機能を拡充

オンライン相談窓口を設置し 157 件の相談に対応

子育て支援クーポンの電子化を行い、新たなプラットフォーム（電子クーポンシステム）を導入

電子申請様式作成アクションプランを見直し、405 件（65.1%）の申請書を電子化

産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進機構」を設立。3 件の調査研究プロジェクトを支援

デジベース松本において、地元企業の個別相談（96 社）や I T 企業とのマッチング支援（4 社）を実施

地域を支援できるデジタル活用支援人材を育成（25 地区、33 人）

デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ相談会を実施（655 人）

D-L a b（ディー・ラボ）@まつもとにおいて、職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場の提供に取り組む

国が義務化した自治体システム標準化・共通化の住民記録・印鑑登録・国民健康保険システムについて業務委託を行い、稼働予定の令和 7 年 10 月に向け準備を開始

(3) 令和 6 年度 of 取組みと成果

ア これまで本庁舎に行かなければできなかった専門的な相談を、身近な場所でも、お互いの顔や書類を見ながら、対面と同じような感覚でできるオンライン相談窓口について、令和 6 年度は 158 件の相談に対応しました。

イ こども部、健康福祉部の紙面（冊子形式）による子育て支援クーポンを電子化することで、煩雑さを解消し利用者の利便性向上を図る「電子クーポンシステム」の運用を令和 6 年度から開始しました。

ウ 市民が行う手続を電子化することで、「来庁不要」かつ「待ち時間ゼロ」さらに「24 時間対応可能」な松本市役所を目指し、電子申請を推進しています。令和 5 年度には電子申請様式作成アクションプランを見直し、令和 7 年度までに 622 件の申請様式を電子申請化することとし、令和 6 年度までに 559 件

(89.9%)の申請書を電子化しました。

エ 令和5年4月設立した「デジタルシティ松本」を推進する産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進機構」では、本市をフィールドに事業意欲と実行力を持つメンバーが連携し、市民が恩恵を実感できるデジタルサービスの創出や地域デジタル人材の育成を行います。令和6年度は、2件の社会実証プロジェクトと3件の調査研究プロジェクトを支援しました。

オ デジベース松本において、地元企業の個別相談(55社)やIT企業とのマッチング支援(4社)を実施しました。

カ 育成した地域を支援できるデジタル活用支援人材を活用し、デジタルに馴染めない方の底上げのための体験型のスマホ相談会を実施(768人)しました。

キ 「D-L a b (ディー・ラボ) @まつもと」において、職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場の提供に取り組んでいます。

ク 国が義務化した自治体システム標準化・共通化20業務のうち15業務について業務委託を行い、稼働予定の令和7年10月に向け準備を開始しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 初期段階のデジタル実装の支援を継続しつつ、デジタルの利活用による新たな取組創出を促進し、引き続き地元企業の競争力向上を目指します。

イ 市民の利便性向上や経済の活性化、行政の透明性向上等につなげることを目的として、行政情報をオープンデータ化し、市民や事業者等が活用出来る環境を構築するとともに、利用向上を図る取り組みを進めます。

ウ 業務の電子化・効率化に取組み、職員のテレワークを推進し、働き方の新しいスタイルとワークライフバランスの定着を進めます。

エ 基幹業務系(住民系や市税系等)の標準化と、市民にとって簡単で便利な窓口システムのあり方を検討するとともに、行政手続きのオンライン化を推進します。

オ 個人情報保護や情報漏洩等の事故を未然に防ぐため、セキュリティ対策の強化や、番号制度に適切に対応した安全管理措置の徹底に努めます。

5 財務管理

(1) 目標

ア 計画行政の推進

イ 健全財政の堅持

ウ 財政基盤の強化

(2) 令和6年度の取組みと成果

令和6年度当初予算では、歳入の根幹をなす税収について、定額減税の影響を考慮し、市税全体で前年度対比△0.6%で計上しました。コロナ禍からの正常化が見られる中、企業の賃上げの動きが広がりつつありますが、海外景気の下振れリスクや物価動向による不確実性、金融資本市場の変動等の影響には十分に注意する必要があります。このため、安定的な収入の確保は依然として不透明な状況にあることを前提としています。

一方、歳出面では、市債の縮減対策が一定の成果を上げ公債費は減少しているものの、経常的経費の高止まりが続いています。具体的には、サービス利用者の増による扶助費の増加、介護保険・後期高齢者医療費等に関する繰出金の増大、さらには中核市移行に伴う行政サービスの拡充などが要因となっています。加えて、燃料価格高騰による光熱費や物価の上昇、賃金アップによる各種委託料の増額など、歳出圧力は強まり続けており、その傾向が今後も継続することを念頭に置く必要があります。また、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大も課題となっており、財政的観点からも公共施設の適正な維持管理と効率的な運用が強く求められています。

このような状況を踏まえ、将来に向けて安定した市政を推進していくため、従来からの「計画行政の推進」と「健全財政の堅持」を基本姿勢に、財政規律を乱すことなく、松本市総合計画に定めた第11次基本計画の推進、費用対効果の検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう、財政基盤の強化に努めました。

ア 予算執行管理の適正化

実施時期、方法などを十分に検討して、的確な執行計画に基づいた予算執行に努めました。

- (ア) 歳入については、市税等の自主財源は、公平性の観点に立ち、課税客体の的確な把握と収納率の向上に努め、その他、国、県の動向や最新の情報を常に把握し、効率的かつ有利な補助金等の確保に努めました。

また、基金の活用を図るとともに、世代間の公平性の観点から大型建設事業については、有利な市債の活用を図り財源確保に努めました。

- (イ) 公共施設については、「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の解体だけでなく、統合や用途変更等による既存施設の有効活用、及び譲渡や指定管理者制度の導入等に取り組みました。
- (ウ) 事務事業の執行については、経済対策として、各種工事をできる限り前倒しして執行することとし、特に単独事業については、早期発注、早期支払いに努め、効果的な予算執行を図りました。
- (エ) 一時借入金については、歳入歳出の執行予定を把握し、基金の繰替運用などを含めた計画的な資金運用を行った結果、借入を行いませんでした。(第4表参照)

イ 予算編成事務

令和6年度においては、新型コロナウイルス感染症の社会的影響が大きく後退する一方で、国際的な緊張関係や物価高騰が続き、インフレへの転換期を迎えました。

そのような時代背景の中、総合計画に掲げた「三ガク都のシンカ」に邁進するため、基本構想2030の実現に向け、5つの重点戦略を柱としスピード感を持って第11次基本計画に基づく施策を推進しました。

(ア) 当初予算

令和6年度当初予算は、3月に市長選挙が控えていたことから、新規の政策的な事業は6月以降の補正予算で対応する骨格予算編成としましたが、第11次基本計画が4年目を迎えることを踏まえ、各重点戦略の進捗状況を再確認し、「三ガク都のシンカ」に邁進する予算編成方針としました。

コロナ禍を経て、日本の人口動態は、東京一極集中が再加速しているとの指摘がある中、松本市は、「人口定常化」を重点戦略に掲げ、部局横断的に直面する課題に取り組み、子どもが主人公のまちづくり、女性と若者に選ばれるまちづくりを推進しています。その成果として、令和4年は、松本市の転入から転出を差し引いた人口異動が長野県内の市町村では最も大きな増加幅となるなど、好転の兆しが見え始めています。

松本市は、子育て・教育・環境・医療・観光・産業などあらゆる分野において、全国そして世界から選ばれるポテンシャルを秘めていることから、人口定常化に向けた流れを加速し、基本構想2030に掲げる「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を実現するための予算編成に取り組みました。

令和6年度当初予算は、一般会計が1,012億9,000万円（前年度比8億1,000万円、0.8%減）となり、当初予算では4年連続で1,000億円を超える予算となりました。特別会計は9会計で522億3,406万円（前年度比9億5,694万円、1.8%減）、企業会計は6会計で274億8,284万円（前年度比1億3,738万円、0.5%増）、全会計では、1,810億690万円（前年度比16億2,956万円、0.9%減）となりました。

- (イ) 5月補正…（5月22日専決）令和3年度から令和5年度までに講じた赤字補填の影響により、令和5年度決算において収支不足が見込まれる市街地駐車場事業特別会計について、令和6年度の歳入から不足分を補てんする繰上充用に要する経費を編成しました。

5月専決…（5月31日専決）市街地駐車場事業特別会計について、繰越明許費の財源として、繰上充用金を追加する経費を編成しました。

6月補正…市長選挙後の肉付け予算として、市長の政策判断を必要とする新規事業に係る経費、国や県補助事業の内示及び決定に伴う経費で補正措置を講じなければ事業執行に支障をきたす経費を編成しました。

7月補正…（7月10日専決）緊急に補正措置を講じなければ事業執行に支障をきたす小学校長寿命化改良事業に係る債務負担行為の設定を編成しました。

9月補正…第11次基本計画に掲げ令和6年度中に事業化が必要な政策的経費、国や県補助事業の内示及び決定に伴う経費で補正措置を講じなければ事業執行に支障をきたす経費、300

万円以上の契約差金に伴う減額補正が必要な経費を編成しました。

10月補正…（10月1日専決）衆議院議員総選挙の執行に係る経費を編成しました。

12月補正…（その1）令和6年人事院勧告に伴う、職員等の給与改定に係る経費を編成しました。

12月補正…（その2）令和7年度から新たに基本協定を締結する指定管理料等に係る債務負担行為の設定を編成しました。

1月専決…（1月15日専決）国の地方創生臨時交付金を活用する低所得世帯を支援するための経費及び物価高騰対策事業に係る経費を編成しました。

2月補正…第11次基本計画に掲げ令和6年度中に事業化が必要な政策的経費、国の補正予算に伴う事業で令和6年度中に補正措置が必要な経費、事務事業の精算に伴う経費を編成しました。

3月専決…（3月28日専決）緊急やむを得ない理由により繰越明許費の設定が必要な経費を編成しました。

（単位：千円）

補正	一般会計		特別会計			企業会計			全体	
	補正額	補正後の規模	補正額	会計数	補正後の規模	補正額	会計数	補正後の規模	補正額	補正後の規模
5/22付		101,290,000	22,750	1	52,256,810			27,482,840	22,750	181,029,650
5/31付		101,290,000	5,480	1	52,262,290			27,482,840	5,480	181,035,130
6月	4,220,000	105,510,000	93,590	4	52,355,880	125,300	1	27,608,140	4,438,890	185,474,020
7/10付	債務負担行為のみ	105,510,000			52,355,880			27,608,140	0	185,474,020
9月	4,082,120	109,592,120	171,940	1	52,527,820	130,860	2	27,739,000	4,384,920	189,858,940
10/1付	93,540	109,685,660			52,527,820			27,739,000	93,540	189,952,480
12月その1	838,450	110,524,110	626,440	6	53,154,260	131,850	1	27,870,850	1,596,740	191,549,220
12月その2	債務負担行為のみ	110,524,110	債務負担行為のみ	1	53,154,260			27,870,850	0	191,549,220
1/15付	1,317,570	111,841,680			53,154,260	1,820	3	27,872,670	1,319,390	192,868,610
2月	5,793,400	117,635,080	△ 974,870	9	52,179,390	△ 271,050	5	27,601,620	4,547,480	197,416,090
3/28付	繰越明許費のみ	117,635,080			52,179,390			27,601,620	0	197,416,090

ウ 財政分析の充実

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている、健全化判断比率については、いずれの指標も過去数年間、早期健全化基準を大幅に下回って推移しています。当面は現状が維持される見込みですが、小中学校長寿命化改良事業や国民スポーツ大会等の開催に向けたスポーツ施設整備事業などにより、今後の財政運営によっては将来的に上昇に転じていくことが予測されます。（第10表参照）

また、総務省の指針に基づき、市単体及び関連団体等を含む連結での財務諸表4表を作成し、分析を行っています。（第12表参照）

エ 財政事情の公表等

条例に基づき年2回（6月・12月）予算と決算等の財政事情を公表するとともに、毎年見直しをする実施計画にあわせ、中期的な財政見通しを策定し、積極的に公開しています。

公表にあたっては、松本市の財政状況や用語について、一般家庭の家計に例えるなど、市民に分かりやすい説明を心がけるとともに、広報まつもとやホームページ等を活用し、幅広い周知に努めました。

オ 市税収納率向上対策

「市税収納率向上プロジェクト」のもと、収納・徴収体制や滞納整理方法等の情報交換を進めました。

令和4年度から国保税の収納、徴収を納税課で扱う税収納一元化の検討を開始し、令和6年4月に徴収部門を統合しました。また、令和7年4月に収納庶務部門の統合を決定しました。

（ア）納期内納税の推進

口座振替未利用者の納税通知書に口座振替依頼書を同封し、周知を図りました。

令和5年4月から、固定資産税・都市計画税と軽自動車税（種別割）の納付書にQRコード（eL-QR）を印字し、スマートフォンで支払いできるキャッシュレス決済の納付方法を拡充しました。

また、広報まつもと、納期チラシ、市ホームページにより、市税納付のPRを実施しました。

（イ）徴収体制の充実

a 職員のスキルアップと収納率の向上のため、自己完結型整理解決体制で初動班、滞納繰越班、特別担当班、国保軽減班と計画班の5班体制により、滞納整理を行いました。

b 滞納処分の強化を図るため、徴税指導員（税務署OB）を雇用し、滞納整理の相談、研修をするなど、専門的知識を業務に活用しました（平成20年10月から）。

c 新規滞納者への早期対応を図るため、コールセンターからスマートフォン等を通じて電話やショートメッセージサービス（SMS）による催告を行うとともに、市税特別催告書を送付し、効率的に現年度分の滞納整理を実施しました。

(ウ) 滞納処分の実施

滞納者の生活実態を十分調査し、国税徴収法に基づき、債権（預貯金、給与等）、不動産等の滞納処分を実施しました。

(エ) 長野県地方税滞納整理機構との連携

大口、徴収困難案件を縮減するため、長野県地方税滞納整理機構に滞納案件を移管しました（平成23年4月から）。

(オ) 県との協働による滞納整理

「県と市の協働による滞納整理に関する協定」の締結により、県職員と協働して滞納整理を実施しました（平成28年4月から）。

(カ) 取組みの結果

a 一般市税収納率

現年度分	99.44%（前年対比 + 0.01 ポイント）
滞納繰越分	42.65%（前年対比 + 4.58 ポイント）
合 計	98.78%（前年対比 + 0.08 ポイント）

b 国保税収納率

現年度分	94.78%（前年対比 + 0.75 ポイント）
滞納繰越分	27.69%（前年対比 + 5.35 ポイント）
合 計	84.08%（前年対比 + 2.02 ポイント）

(3) 普通会計決算の分析と今後の課題

ア 令和6年度普通会計決算（地方財政状況調査）の状況

(ア) 実質収支

実質収支額 25 億 8,594 万円（対前年度比 3 億 1,698 万円減）
（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額）
実質収支比率 4.2%（対前年度比 0.6 ポイント減）
（実質収支額の標準財政規模（一般財源の標準規模）に対する割合）

(イ) 経常収支比率

86.9%（対前年度比 0.9 ポイント減）（第7表参照）
（経常的経費に充当した経常一般財源割合 財政構造の弾力性の指標）

(ウ) 基金現在高（令和6年度末）

財政調整基金	141 億 300 万円（対前年度比 4.4% 減）
減債基金	59 億 9,900 万円（対前年度比 4.5% 増）
その他特定目的基金のうち、主なもの	
小中学校施設整備基金	37 億 9,900 万円（対前年度比 6.5% 増）
庁舎建設基金	34 億 2,000 万円（対前年度比 0.1% 増）
地域振興基金	25 億 6,600 万円（対前年度比 9.8% 減）

(エ) 地方債現在高（令和6年度末）

673 億 8,226 万円（対前年度比 2.0% 減）

イ 現状の分析

(ア) 歳入構造

令和6年度決算における、歳入全体に占める自主財源の構成比は 49.8% で、前年度から 0.7 ポイント低下しました。なかでも市税の構成比は 0.8 ポイント低下し、決算額では 1 億 5,997 万円の減となりましたが、これは、令和6年度税制改正により、個人住民税の定額減税が行われたことによるものです。

自主財源の多寡が行財政運営の自主性と安定性に影響を与えるため、市税をはじめとした自主財源の安定的な確保が必要です。（第5表参照）

(イ) 歳出構造

歳出全体に対する義務的経費の構成比は 44.3% で、前年度と同様でした。公債費が 0.7 ポイント低下した一方、人件費及び扶助費の構成比は年々上昇しており、義務的経費の増加は財政構造の硬直化に繋がるため、引き続き縮減に努めていく必要があります。（第 6 表参照）

(ウ) 地方債

平成 18 年度から、地方債の発行を償還元金の範囲内に抑制する方針の継続により、残高の減少に努めてきました。今後は、大型事業が増加する見込みであり、財政運営の厳しさも増すことから、財政規律を保持しながら有利な起債による市債の活用を図ります。

(エ) 債務負担行為

債務負担行為に係る令和 7 年度以降の支出予定額は、前年度比 8.3% 減の 198 億 126 万円となりました。（第 1 表参照）

ウ 今後の課題

日本経済は緩やかなインフレ安定化の過程にあり、為替変動も落ち着きを見せ始め、インバウンド需要の回復が松本市の観光産業にも活気をもたらしています。一方で、世界的な地政学リスクや資源価格の不安定性により、市税などの安定的な歳入確保は依然として不透明です。

財政面では、高齢化に伴う社会保障費の増加、老朽化した公共施設の更新費用、物価上昇による経常経費の膨張が課題となっています。また、コロナ禍後に再び強まる東京圏への人口集中と、過去最低を更新した出生数に示される少子化の深刻化も憂慮すべき状況です。

今後の財政運営においては、既存事業の効果検証を徹底し、目的を達成した施策の廃止や見直しを積極的に進めるとともに、限られた財源の最適配分に向けた施策の優先順位付けを明確化し、持続可能な財政基盤の構築に努める必要があります。

市税収納率向上対策については、令和 6 年度の県内 19 市の収納率順位 市税 7 位、国保税 19 位の結果を踏まえ、さらなる収納率の向上を目指し、自己完結型の徴収体制により現年度分の早期徴収に取り組めます。滞納繰越分については、滞納者の生活実態を把握したうえで、厳正な滞納処分、納税の緩和措置等を進め、収入未済を縮減します。徴収部門一元化については、令和 6 年度に国民健康保険税の徴収部門を、令和 7 年度に収納庶務部門の統合を実施し、市税、国民健康保険税一体としての収納・徴収体制の確立を進めます。

第 1 表 収支・財政構造

第 2 表－1 令和 6 年度一般会計予算の経過（歳入）

第 2 表－2 令和 6 年度一般会計予算の経過（歳出）

第 3 表 令和 6 年度特別会計予算の経過

第 4 表 一時借入金の推移

第 5 表 歳入構造の推移

第 6 表 歳出構造の推移

第 7 表 経常収支比率

第 8 表 市民 1 人当たりの地方債現在高

第 9 表 主な財政指標の全国順位

第 10 表 健全化判断比率

第 11 表 資金不足比率

第 12 表 令和 5 年度松本市財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 行政コスト計算書

(3) 純資産変動計算書

(4) 資金収支計算書

(5) 普通会計における財務諸表のポイント

(6) 統一的な基準における財務指標の中核市との比較

第1表 収支・財政構造

(普通会計)

項目		令和6年度決算額			令和5年度決算額			前年比較			
		松本市 A	中核市 平均 B	県内都市 平均 C	松本市 D	中核市 平均 E	県内都市 平均 F	松本市 A-D	増減率 (A-D)/D	中核市 平均 B-E	県内都市 平均 C-F
収支	実質収支額	2,585,943 千円	3,785,131 千円	1,031,118 千円	2,902,925 千円	3,702,620 千円	1,110,045 千円	△ 316,982 千円	△10.9%	82,511 千円	△ 78,927 千円
	実質収支比率	4.2%	4.4%	5.0%	4.8%	4.4%	5.2%	△0.6ポイント		0.0ポイント	△ 0.2ポイント
財政構造	歳入総額	116,624,744 千円	174,350,648 千円	45,369,419 千円	114,286,325 千円	170,000,817 千円	44,325,014 千円	2,338,419 千円	2.0%	4,349,831 千円	1,044,405 千円
	うち一般財源 構成比	66.4%	62.5%	66.1%	65.4%	62.0%	66.7%	1.0ポイント		0.5ポイント	△ 0.6ポイント
	歳出総額	113,617,230 千円	169,287,203 千円	44,077,194 千円	110,498,996 千円	164,921,848 千円	42,848,216 千円	3,118,234 千円	2.8%	4,365,355 千円	1,228,978 千円
	うち経常経費 構成比	72.6%	73.2%	70.1%	73.4%	73.8%	69.1%	△0.8ポイント		△ 0.6ポイント	1.0ポイント
	経常収支比率	86.9%	93.8%	91.4%	87.8%	93.0%	90.5%	△0.9ポイント		0.8ポイント	0.9ポイント
	うち人件費	26.1%	24.7%	25.8%	25.2%	23.5%	24.1%	0.9ポイント		1.2ポイント	1.7ポイント
	経常経費	82.5%	88.5%	88.7%	86.6%	90.3%	85.4%	△0.7ポイント		△ 0.7ポイント	△ 0.4ポイント
住民基本 台帳人口一人 当り額	市 税	162,989 円	163,958 円	148,429 円	162,725 円	164,442 円	149,836 円	264 円	0.2%	△ 484 円	△ 1,407 円
	人件費	77,072 円	70,859 円	95,117 円	73,085 円	62,936 円	86,518 円	3,987 円	5.5%	7,923 円	8,599 円
	一時借入金支払 利 子	0.0 円	10.1 円	7.0 円	0.0 円	3.1 円	6.9 円	0.0 円	- %	7.0 円	0.1 円
積立金現在高 (財政調整基金) + 減債基金		20,102,571 千円	14,752,809 千円	7,006,911 千円	20,488,667 千円	14,868,644 千円	7,010,241 千円	△ 386,096 千円	△ 1.9%	△ 115,835 千円	△ 3,330 千円
地方債現在高		67,382,259 千円	129,392,323 千円	32,829,089 千円	68,747,640 千円	133,416,005 千円	33,967,658 千円	△1,365,381 千円	△ 2.0%	△ 4,023,682 千円	△ 1,138,569 千円
債務負担行為額 (次年度以降) 歳出予定額		19,801,260 千円	45,389,883 千円	5,915,090 千円	21,604,750 千円	41,109,363 千円	5,589,647 千円	△1,803,490 千円	△ 8.3%	4,280,520 千円	325,443 千円

(注) 中核市平均は、令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られた58市の暫定値です。

第2表－1 令和6年度一般会計予算の経過

【歳入】

款	当初予算額	補正第1号 令和6年6月27日議決	補正第3号 令和6年9月20日議決	補正第4号 令和6年10月1日専決
1 市 税	37,046,400			
2 地 方 譲 与 税	987,930			
3 利 子 割 交 付 金	10,000			
4 配 当 割 交 付 金	181,000			
5 株式等譲渡所得割交付金	122,000			
6 法 人 事 業 税 交 付 金	690,000			
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,980,000			
8 ゴルフ場利用税交付金	29,000			
9 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000			
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,400			
11 地 方 特 例 交 付 金	1,261,800			
12 地 方 交 付 税	15,196,000		639,950	
13 交通安全対策特別交付金	34,000			
14 分 担 金 及 び 負 担 金	514,010	△ 4,460		
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,712,020	6,560	60	
16 国 庫 支 出 金	13,317,490	2,037,170	240,800	
17 県 支 出 金	6,321,950	19,290	3,510	93,540
18 財 産 収 入	495,600	5,150		
19 寄 附 金	479,930			
20 繰 入 金	3,512,740	1,293,760	15,710	
21 繰 越 金	600,000		2,197,910	
22 諸 収 入	7,210,930	352,030	680	
23 市 債	4,471,800	510,500	983,500	
合 計	101,290,000	4,220,000	4,082,120	93,540

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 補正第2号(令和6年7月10日専決)、補正第6号(令和6年12月19日議決)、補正第9号(令和7年3月

第2表－2 令和6年度一般会計予算の経過

【歳出】

款	当初予算額	補正第1号 令和6年6月27日議決	補正第3号 令和6年9月20日議決	補正第4号 令和6年10月1日専決
1 議 会 費	455,880	60		
2 総 務 費	13,285,290	1,669,210	3,577,760	99,960
3 民 生 費	38,127,090	537,740	△ 29,780	
4 衛 生 費	6,574,550	570,710	343,400	
5 労 働 費	129,500		△ 780	
6 農 林 水 産 業 費	2,571,620	60,600	241,670	
7 商 工 費	6,751,420	148,370	8,360	
8 土 木 費	8,783,670	829,470	△ 132,040	
9 消 防 費	2,782,340	14,870	△ 1,460	
10 教 育 費	10,952,660	388,970	9,760	
11 公 債 費	8,827,570			
12 諸 支 出 金	1,898,410			
13 予 備 費	150,000		4,900	△ 6,420
14 災 害 復 旧 費			60,330	
合 計	101,290,000	4,220,000	4,082,120	93,540

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 補正第2号(令和6年7月10日専決)、補正第6号(令和6年12月19日議決)、補正第9号(令和7年3月

(単位：千円)

補正第5号 令和6年12月2日議決	補正第7号 令和7年1月15日専決	補正第8号 令和7年3月17日議決	最終予算額
		995,000	38,041,400
		△ 53,000	934,930
		5,000	15,000
		36,000	217,000
		83,000	205,000
		△ 30,000	660,000
		△ 510,000	6,470,000
			29,000
		16,000	96,000
			35,400
			1,261,800
838,400		793,790	17,468,140
			34,000
		△ 1,410	508,140
	△ 90	23,520	1,742,070
220	1,317,660	963,240	17,876,580
110		617,230	7,055,630
		117,590	618,340
		122,280	602,210
△ 280		194,130	5,016,060
			2,797,910
		183,230	7,746,870
		2,237,800	8,203,600
838,450	1,317,570	5,793,400	117,635,080

28日専決)は繰越明許費又は債務負担行為の補正のみ

(単位：千円)

補正第5号 令和6年12月2日議決	補正第7号 令和7年1月15日専決	補正第8号 令和7年3月17日議決	最終予算額
4,420		△ 1,510	458,850
146,720		2,242,480	21,021,420
297,500	783,640	491,690	40,207,880
59,680		△ 10,600	7,537,740
3,630		4,090	136,440
23,100		240,290	3,137,280
16,640		75,050	6,999,840
52,100		139,400	9,672,600
5,230		△ 34,600	2,766,380
229,430		2,860,620	14,441,440
		△ 267,550	8,560,020
	533,930	51,180	2,483,520
		7,120	155,600
		△ 4,260	56,070
838,450	1,317,570	5,793,400	117,635,080

28日専決)は繰越明許費又は債務負担行為の補正のみ

第3表 令和6年度特別会計予算の経過

(単位:千円)

会 計 名	当初予算額	6.5.22 専決	6.5.31 専決	6.6.27 議決	6.9.20 議決	6.12.2 議決	7.3.17 議決	最終予算額
母子父子寡婦福祉資金貸付金	22,180						4,240	26,420
霊 園	191,430			組替		16,920	5,790	214,140
国 民 健 康 保 険	22,596,390			19,570		147,420	△ 47,670	22,715,710
後 期 高 齢 者 医 療	3,981,510					30,080	△ 22,890	3,988,700
介 護 保 険	23,276,060					431,890	△ 898,790	22,809,160
公 設 地 方 卸 売 市 場	487,290					130	16,460	503,880
市 街 地 駐 車 場 事 業	263,500	22,750	5,480				△ 57,250	234,480
奈 川 観 光 施 設 事 業	183,480			債務負担行為の追加			△ 9,120	174,360
松 本 城	1,232,220			74,020	171,940	組替	34,360	1,512,540
合 計	52,234,060	22,750	5,480	93,590	171,940	626,440	△ 974,870	52,179,390

(注1) 予算額には繰越明許費は含みません。

(注2) 令和6年12月19日議決の補正予算は、霊園の債務負担行為の補正のみ

第4表 一時借入金の推移

	松本市			施行時特例市(～R2) 中核市 (R3～)		長野市		上田市		飯田市	
	累計借入金 千円	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %	利子額 千円	対前年伸率 %
22	0	0	皆減	2,765	△ 62.2	9,932	△ 9.8	0	-	0	-
23	0	0	-	3,762	36.1	8,866	△ 10.7	0	-	0	-
24	0	0	-	2,855	△ 24.1	9,569	7.9	0	-	0	-
25	740,044	9	皆増	2,299	△ 19.5	13,773	43.9	0	-	0	-
26	0	0	皆減	2,539	10.4	12,823	△ 6.9	0	-	204	皆増
27	0	0	-	1,786	△ 29.7	13,828	7.8	0	-	1	△ 99.5
28	0	0	-	1,616	△ 9.5	6,698	△ 51.6	0	-	0	皆減
29	0	0	-	968	△ 40.1	2,104	△ 68.6	0	-	0	-
30	0	0	-	392	△ 59.5	1,583	△ 24.8	0	-	175	皆増
元	0	0	-	300	△ 23.5	2,186	38.1	0	-	621	254.9
2	0	0	-	239	△ 20.3	13,616	522.9	0	-	273	△ 56.0
3	0	0	-	1,439	-	5,840	△ 57.1	0	-	146	△ 46.5
4	0	0	-	1,119	△ 22.2	4,278	△ 26.7	0	-	0	皆減
5	0	0	-	939	△ 16.1	3,689	△ 13.8	0	-	278	皆増
6	0	0	-	3,073	227.3	3,927	6.5	0	-	36	△ 87.1

(注) 中核市の令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られた58市の暫定値です。

第5表 歳入構造の推移

(普通会計)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %
自主財源	52.3	56.8	40.3	41.8	45.1	42.5	49.0	46.4	50.5	47.0	49.8	46.5
市税	39.0	44.8	28.1	32.9	31.8	32.8	32.6	34.4	33.5	35.0	32.7	34.3
分担金・負担金	0.3	1.0	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4
使用料	2.2	1.2	1.2	0.8	1.3	1.1	1.4	1.1	1.5	1.2	1.5	1.1
手数料	0.2	0.7	0.1	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5
財産収入	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.5	0.4
諸収入	2.8	3.1	5.6	2.4	6.3	3.2	7.2	3.5	8.1	3.3	6.7	3.5
その他	7.3	5.7	4.8	4.4	4.9	4.2	7.1	6.0	6.7	6.1	8.0	6.3
依存財源	47.7	43.2	59.7	58.2	54.9	57.5	51.0	53.6	49.5	53.0	50.2	53.5
地方譲与税	0.9	0.7	0.7	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6
自動車取得税交付金	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方交付税	14.4	6.1	10.5	5.0	14.5	9.5	13.4	9.4	14.0	10.0	15.2	10.7
国庫支出金	12.5	15.6	31.8	35.9	18.0	26.0	17.3	23.6	16.6	22.6	14.8	21.4
県支出金	5.6	6.8	5.1	5.7	5.4	7.0	6.3	7.2	5.8	7.2	5.5	7.1
市債	8.0	7.9	6.4	5.7	8.9	7.7	6.3	6.2	5.3	6.0	5.9	5.6
その他	6.2	6.0	5.2	5.3	7.3	6.7	6.9	6.6	7.0	6.6	8.0	8.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 令和5年度の中核市は全62市の確定値、令和6年度の中核市は回答が得られた58市の暫定値です。

第6表 歳出構造の推移

(普通会計)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	施行時 特例市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %	松本市 %	中核市 %
義務経費	45.9	49.0	35.1	39.3	45.8	53.2	43.4	51.5	44.3	53.0	44.3	53.6
人件費	16.5	15.9	13.2	13.2	15.3	13.7	15.4	13.9	15.6	13.8	15.9	14.7
扶助費	19.3	25.1	14.8	19.9	22.3	31.3	20.0	29.3	20.6	31.0	21.0	31.1
公債費	10.1	8.0	7.1	6.2	8.2	8.2	8.0	8.3	8.1	8.2	7.4	7.8
投資経費	13.9	12.8	12.1	9.2	12.9	10.8	13.2	10.6	11.9	10.8	12.8	11.5
普通建設事業費	13.9	12.6	11.8	9.0	12.7	10.5	13.0	10.4	11.7	10.6	12.7	11.3
うち補助	4.6	5.3	5.0	3.8	4.0	5.0	5.6	4.8	5.3	4.8	3.9	4.3
うち単独	8.9	7.0	6.5	4.9	8.7	5.3	7.4	5.3	6.4	5.6	8.6	6.1
災害復旧事業費	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	40.2	38.2	52.8	51.5	41.3	36.0	43.4	37.9	43.8	36.2	42.9	34.9
物件費	14.0	14.9	10.3	11.0	14.2	13.5	15.9	14.5	14.6	13.4	14.9	13.5
補助費等	11.7	9.3	29.3	29.8	10.6	8.5	11.3	9.3	11.1	8.5	10.1	7.8
その他	14.5	14.0	13.2	10.7	16.5	14.0	16.2	14.1	18.1	14.3	17.9	13.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 令和5年度の中核市は全62市の確定値、令和6年度の中核市は回答が得られた58市の暫定値です。

第7表 経常収支比率

(普通会計)

区分	年度	総計 %	義務的経費				うち 物件費 %	うち 維持補修費 %	うち 補助費等 %	うち 繰出金 %
			%	人件費 %	扶助費 %	公債費 %				
松本市	2	87.4	51.0	26.2	9.6	15.2	13.3	1.2	11.1	10.9
	3	82.9	47.7	24.2	9.5	14.0	13.6	1.2	10.6	9.9
	4	86.9	49.9	25.5	10.0	14.3	14.9	1.3	10.6	10.3
	5	87.8	49.7	25.2	10.3	14.2	15.2	1.4	10.7	10.8
	6	86.9	49.1	26.1	10.0	13.0	16.0	1.1	10.4	10.3
施行時特例市	2	92.5	53.1	26.6	12.9	13.7	16.3	1.9	9.7	11.2
中核市	3	88.7	52.9	23.5	14.6	14.9	14.5	1.6	8.3	11.2
	4	92.0	54.4	24.0	15.1	15.3	15.6	1.6	8.6	11.6
	5	93.0	54.6	23.5	16.0	15.2	15.9	1.6	8.7	12.1
	6	93.8	54.6	24.7	15.7	14.2	16.1	1.6	9.3	12.0
長野市	2	90.6	51.8	24.4	9.7	17.7	15.8	2.0	10.4	10.4
	3	86.4	48.6	22.8	9.3	16.5	14.8	2.4	10.9	9.6
	4	90.6	51.6	24.6	9.5	17.5	16.4	1.6	10.9	10.1
	5	91.8	51.2	23.3	9.9	18.0	16.9	1.8	11.4	10.5
	6	94.3	52.6	25.5	10.4	16.7	18.5	1.8	11.1	10.3
上田市	2	89.8	51.2	25.2	8.8	17.2	9.5	0.8	17.1	11.1
	3	85.5	49.0	25.0	8.5	15.5	9.2	0.9	16.0	10.4
	4	89.7	51.1	26.2	9.1	15.8	9.9	0.9	16.9	10.9
	5	90.5	51.5	25.7	9.7	16.1	10.1	0.9	16.8	11.2
	6	93.4	54.0	28.3	9.8	15.9	10.6	1.2	16.4	11.2
飯田市	2	91.5	50.7	22.9	10.2	17.6	10.0	1.4	15.8	11.7
	3	86.3	47.4	21.0	9.9	16.5	9.7	1.6	15.2	10.7
	4	88.1	48.7	21.4	9.8	17.5	11.2	1.6	14.3	10.8
	5	90.4	48.5	20.4	10.2	17.9	11.6	2.0	15.1	11.4
	6	90.4	49.5	22.2	10.6	16.7	11.9	2.0	14.9	11.0

(注) 中核市の令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られ58市の暫定値です。

第8表 市民1人当たりの地方債現在高

(普通会計)

年度区分	松本市 円	施行時特例市(～R2) 中核市(R3～) 円	長野市 円	上田市 円	飯田市 円
2	301,315	291,744	421,814	430,998	414,152
3	308,194	380,026	405,115	430,902	409,443
4	302,137	374,721	381,488	417,141	398,509
5	291,953	368,585	362,530	412,072	389,451
6	287,822	376,951	351,502	400,723	410,301

(注) 中核市の令和5年度は全62市の確定値、令和6年度は回答が得られた58市の暫定値です。

第9表 主な財政指標の全国順位

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
				順位	指標
都 市 数	792	792	792	792	
財 政 力 指 数	284	297	275	274	0.705
自 主 財 源 比 率	209	219	228	216	50.51
義 務 的 経 費 比 率	244	326	279	276	44.22
人 件 費 比 率	484	489	470	505	15.57
投 資 的 経 費 比 率	288	259	230	313	11.9
実 質 収 支 比 率	499	672	647	494	4.8
経 常 収 支 比 率	88	67	82	73	87.8
実 質 公 債 費 比 率	617	632	641	642	3.6
将 来 負 担 比 率	－	－	－	－	－

※ 実質公債費比率及び将来負担比率は、数値の高い方からの順位付け

※ 将来負担比率の「－」は、将来負担額より充当可能財源が多いことを示す

第10表 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令 和 6 年 度 比 率	－	－	3.6	－
早 期 健 全 化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0

標準財政規模（千円）	61,699,567
------------	------------

第11表 資金不足比率

(単位：%、千円)

会計	資金不足比率	事業の規模
地域排水施設事業特別会計	－	36,813
農業集落排水事業特別会計	－	10,365
公設地方卸売市場特別会計	－	382,290
奈川観光施設事業特別会計	－	49,497
松本城特別会計	－	864,318
水道事業会計	－	4,165,151
下水道事業会計	－	4,634,314
病院事業会計	－	4,942,298
上高地観光施設事業会計	－	520,604

経営健全化基準	20.0
---------	------

第 12 表 令和 5 年度松本市財務諸表

平成 28 年度決算から、総務省が定めた統一的な基準により財務諸表を整備しています。

(1) 貸借対照表 [一般会計等] (令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資産の部				負債の部			
	5 年度	4 年度	差引		5 年度	4 年度	差引
固定資産	389,686	393,092	△ 3,406	固定負債	72,743	75,413	△ 2,670
有形固定資産	369,732	372,043	△ 2,311	地方債等	60,746	63,059	△ 2,313
無形固定資産	990	928	62	長期未払金	-	-	-
投資その他の資産	18,964	20,120	△ 1,156	退職手当引当金	10,921	10,736	184
流動資産	25,878	24,092	1,786	損失補償等引当金	-	-	-
現金預金	4,815	4,075	741	その他	1,076	1,618	△ 541
未収金	529	490	39	流動負債	11,316	11,723	△ 406
短期貸付金	16	17	△ 1	1年内償還予定地方債等	8,385	8,852	△ 468
基金	20,489	19,471	1,018	賞与等引当金	1,128	1,079	49
棚卸資産	38	48	△ 10	預り金	1,028	986	42
その他	0	0	0	その他	776	805	△ 29
徴収不能引当金	△ 9	△ 9	△ 0	負債合計	84,059	87,136	△ 3,076
				純資産の部			
				純資産合計	331,504	330,048	1,457
資産合計	415,564	417,183	△ 1,620	負債及び純資産合計	415,564	417,183	△ 1,620

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(2) 行政コスト計算書 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体	連結
経常費用 A	92,882	150,719	183,690
業務費用	50,416	69,961	78,978
人件費	18,470	22,768	26,706
物件費等	31,247	45,084	48,709
その他の業務費用	699	2,108	3,564
移転費用	42,466	80,758	104,711
補助金等	13,721	60,853	51,204
社会保障給付	19,459	19,471	52,990
他会計への繰出金	8,899	-	-
その他	387	434	518
経常収益 B	4,775	19,312	23,371
使用料及び手数料	1,684	15,110	15,772
その他	3,092	4,201	7,598
純経常行政コスト A - B C	88,107	131,407	160,319
臨時損失 D	202	397	407
臨時利益 E	30	41	44
純行政コスト C + D - E F	88,279	131,764	160,682

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(3) 純資産変動計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	A	330,048	407,032	424,294
純行政コスト（△）	B	△ 88,279	△ 131,764	△ 160,682
財源	C	90,326	134,744	163,262
税収等		64,739	82,700	96,782
国県等補助金		25,586	52,044	66,480
本年度差額 C－B	D	2,046	2,980	2,580
資産評価差額	E	-	-	-
無償所管換等	F	△ 590	10	11
比例連結割合変更に伴う差額	G	-	-	160
その他	H	-	-	11
本年度純資産変動額 D＋E＋F＋G＋H	I	1,457	2,990	2,762
本年度末純資産残高 A＋I	J	331,504	410,022	427,056

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(4) 資金収支計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：百万円）

科目名		一般会計等	全体	連結
業務活動収支	A	11,556	17,880	18,999
業務支出		80,929	131,413	162,582
業務収入		92,677	149,480	181,775
臨時支出		192	198	205
臨時収入		-	11	11
投資活動収支	B	△ 7,224	△ 11,509	△ 12,100
投資活動支出		19,674	26,469	27,337
投資活動収入		12,449	14,960	15,237
財務活動収支	C	△ 3,633	△ 4,897	△ 5,527
財務活動支出		9,704	13,658	14,634
財務活動収入		6,071	8,761	9,107
本年度資金収支額 A＋B＋C	D	699	1,475	1,372
前年度末資金残高	E	3,088	16,171	18,956
比例連結割合変更に伴う差額	F	-	-	4,228
本年度末資金残高 D＋E＋F	G	3,787	17,645	20,332

※ 四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(5) 普通会計における財務諸表のポイント

令和5年度は、資産の減少（16億円）を負債の減少（31億円）が上回り、その差額である純資産は、15億円増加しました。

また、統一的な基準に基づく代表的な指標は下記のとおりです。

- ア 有形固定資産減価償却率【減価償却累計額÷（有形固定資産－土地＋減価償却累計額）】 67.2%
- イ 将来世代負担比率【地方債（臨時財政対策債等を除く）÷有形無形固定資産】 8.1%
- ウ 受益者負担比率【経常収益÷経常費用】 5.1%

(6) 統一的な基準における財務指標の中核市との比較

統一的な基準における令和5年度分の財務指標を、中核市と比較したものです。

指標	指標の説明	単位	松本市	中核市 平均
①市民一人当たり資産額		千円	1,773	1,492
②有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	減価償却を伴う有形固定資産総額に対する、減価償却累計額の比率を示します。比率が高いほど、資産の老朽化が進んでいます。	%	67.2	66.1
(松本市算定式) 減価償却累計額 353,002,315 有形固定資産 369,732,119 - 土地等 197,318,261 + 減価償却累計額 353,002,315				
③純資産比率	純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担割合が変動したことを意味します。純資産の増加は、将来世代も利用可能な資源を備蓄したことを意味します。	%	79.8	68.9
(松本市算定式) 純 資 産 331,504,185 資産合計 415,563,501				
④将来世代負担比率	固定資産総額に対する、地方債の比率を示します。比率が高いほど、固定資産の形成に地方債を使っています。	%	8.1	18.5
(松本市算定式) 地方債残高(臨時財政対策債等を除く) 29,995,083 有形無形固定資産 370,722,057				
⑤市民一人当たり負債額		千円	359	447
⑥プライマリーバランス (基礎的財政収支)	業務活動収支と投資活動収支の合計で、基礎的財政収支とも呼ばれます。 投資活動(建設事業等)を行う際に、その財源を起債により賄うことが多くなると、本指標は減少する傾向となり、負数となる場合もあります。	億円	43.4	37.6
(松本市算定式) 業務活動収支(支払利息を除く) 11,715,677 + 投資活動収支(基金積立金及び取崩収入を除く) △7,374,203				

指標	指標の説明	単位	松本市	中核市平均
⑦市民一人当たり行政コスト		千円	377	392
⑧行政コスト対税収等比率	一般財源等のうち、どのくらいの金額が資産形成以外の行政コストに費消されたかを示します。 100 を下回っていれば、税収等で資産形成を行っていることを示します。	%	97.7	102.9
(松本市算定式) 純行政コスト 88,279,102 税収等 64,739,178 + 国県等補助金 25,586,396				
⑨受益者負担比率	経常的な行政サービスに対し、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担額の割合を示します。 比率が低いほど、市税等一般財源や補助金等で財源を賄っていることになります。	%	5.1	4.6
(松本市算定式) 経常収益 4,775,474 経常費用 92,882,282				

※ 松本市算定式中の数値は、千円単位

※ 中核市平均は、ホームページ等で公表している団体の平均値（51 市（R5 時点））

松本市は、中核市と比較すると、次の特徴があります。

ア 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

中核市平均と比べて高く、公共施設等の老朽化が、やや進んでいます。

イ 純資産比率、将来世代負担比率

固定資産の形成に際し、中核市平均と比べて地方債に頼る比率が低く、平成 18 年度からの地方債残高を減らす取組みの効果が現れています。純資産比率の高さを含め、将来世代に負担を過大な負担を残さない資産形成ができています。

6 財産管理

(1) 目標

ア 行政財産の適正な記録管理

イ 普通財産の効率的な管理及び取得・処分

ウ 備品、在庫物品の適正管理

エ 事務処理の合理化

(2) 令和 6 年度までの経過

ア 全庁オンラインの財産管理システムにより、行政財産及び普通財産並びに備品の記録管理を行いました。

イ 未調定債権・基金・有価証券・出資による権利等の記録管理を行いました。

ウ 未利用市有地の処分については、平成 11 年度から一般競争入札方式の試行を導入し、平成 13 年度には公募抽選方式を導入するなど、売払いを推進してきました。

令和 2 年度 旧共同集荷貯蔵施設、放光寺教員住宅の 2 件のうち旧共同集荷貯蔵施設を一般競争

入札で売却しました。

3 年度 乳児院、放光寺教員住宅、城山教員住宅、小池平田線事業残地の 4 件を一般競争入札で売却しました。

4 年度 赤松館、旧寿台警察官派出所跡地及び神林住宅用地の 3 件について一般競争入札を行いました。入札参加者がありませんでした。

5 年度 松本市職員共済組合保養施設、赤松館跡地、浅間温泉市有地、神林住宅用地の 4 件について一般競争入札を行いました。3 件は売却、1 件は入札参加者がありませんでした。

6 年度 北部公民館跡地、埋橋 A 教員住宅跡地、旭 3 丁目教員住宅跡地、笹賀市有地の 4 件を一般競争入札で売却しました。

(3) 令和 6 年度の措置と成果

ア 本市の所有する公有財産の現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）は、別表第 1 のとおりであり、令和 6 年度中に取得及び処分した土地・建物は別表第 2 のとおりです。

イ 市有財産管理システムにより、全庁的に適正で効率的な財産管理に努めました。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 未利用市有地処分については、未利用市有地有効活用計画四原則に基づき、売却可能なものは、引き続き一般競争入札を原則として積極的に処分を進めます。

イ 平成 24 年度から新たな地理情報連携型市有財産管理システムを導入し、地図データ（航空写真等）を活用することにより、庁内外からの問い合わせに対し迅速に対応ができることから、事務処理の効率化を図るとともに、より適正な財産管理を引き続き行っていきます。

《別表第 1》 公有財産の現況

区 分	数 量	備 考
土 地	171,908,423㎡	山林を含む
(1) 行 政 財 産	6,973,285㎡	
(2) 普 通 財 産	164,935,139㎡	
建 物	1,050,462㎡	
(1) 行 政 財 産	1,014,365㎡	行政財産 88,263㎡ 普通財産 159,771,536.63㎡
(2) 普 通 財 産	36,096㎡	
山 林	159,859,800㎡	
(1) 所 有	138,949,236㎡	
(2) 分 収	20,910,564㎡	著作権 2 商標権 3
無 体 財 産 権	5 件	
有 価 証 券	149,395 千円	
出 資 に よ る 権 利	974,495 千円	

※単位未満の端数処理により、計が一致しない場合があります。

《別表第 2》 土地・建物の取得及び処分の状況

区分	土 地		建 物	
	取 得	処 分	取 得	処 分
面 積	0㎡	18,127㎡	1,071㎡	4,898㎡
金 額	0千円	162,102千円	240,977千円	203,916千円

7 入札・契約事務

(1) 目標

入札・契約事務については、これまでの競争性、公平性、透明性の確保に加え、「松本市の契約に関する方針」の基本理念に沿った入札・契約制度の改善に努めることとします。

(2) 令和5年度までの経過

平成10年度	一般競争入札の本格実施、入札執行の公開
11年度	工事完成保証人制度の廃止と新履行保証制度の導入 低入札価格調査制度の導入
12年度	建設工事における設計施工一括発注方式の試行実施
13年度	年間発注予定工事情報の公表
14年度	参加希望型指名競争入札の試行導入
18年度	指名業者名を事前公表から事後公表に改正
20年度	建設工事における事後審査型一般競争入札の導入 〃 最低制限価格制度の導入 〃 総合評価落札方式の試行導入
23年度	建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の導入
24年度	建設工事における中間前金払制度の導入
25年度	建設工事における総合評価落札方式の本格実施
26年度	建設工事における主任技術者の兼務及び現場代理人の兼任の制度を導入
27年度	建設工事における事後審査型一般競争入札の拡大 建設工事及び建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の上限値及び下限値の見直し
28年度	建設工事における総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 〃 変動型低入札価格調査制度の導入
29年度	建設コンサルタント業務における共同企業体運用要綱の制定
30年度	建設工事における総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 〃 変動型低入札価格調査制度の失格基準の見直し
令和元年度	建設工事における余裕期間制度の導入 〃 総合評価落札方式（技術等提案型）の導入 建設工事及び建設コンサルタント業務における最低制限価格制度等の見直し
2年度	建設工事における総合評価落札方式の評価項目の見直し 建設工事指名競争入札の設計図書の配布方法変更（試行） 民法及び建設業法改正に伴う契約約款の改正
3年度	建設コンサルタントの業務改善への取組み（試行）
4年度	建設工事における総合評価落札方式の評価項目の見直し 〃 最低制限価格制度の設定基準の改正 プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの策定
5年度	松本市公契約条例の制定 電子契約システムの導入

(3) 令和6年度の措置と経過

ア 建設工事における週休2日工事制度の導入

公共工事の品質の確保及び担い手の中期的な育成・確保を図るとともに、建設現場の働き方改革を推進するため、「週休2日工事ガイドライン」に基づき、制度を導入しました。

イ 市内事業者優先発注に係る実施方針の策定

建設工事及び物品購入等の公共調達において、市内事業者の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図ることを目的に、優先発注に係る実施方針を策定しました。

ウ 電子入札・入札参加資格共同利用システムの導入

入札・契約事務において、入札参加業者の利便性とペーパーレスによる環境負担の軽減や契約のDX化を推進するため、県が主体となって運用する電子入札及び入札参加資格審査共同利用システムを導入しました。

(4) 現状の分析と今後の課題

建設工事に関しては、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等が課題となっています。また、これまでの競争性、透明性及び品質の確保に加え、労働環境の整備、環境への配慮、男女共同参画社会の推進等の行政目的を実現するために契約の活用を図ることが求められています。

これらの諸課題に対応するため、令和5年7月に制定した「松本市公契約条例」に基づき、県の取組みや地域の経済状況を踏まえ、入札制度改善の検討を引き続き進めます。

8 国民健康保険

(1) 国民健康保険の財政安定化

ア 目標

国民健康保険は、被保険者のうち高齢者や低所得者の占める割合が高く、財政基盤が脆弱であることから、その安定的な運営が課題です。このため、保険税の収納強化対策や、保健事業の推進による医療費の適正化等により、中長期的展望に立った財政安定化の取組みを進めます。

また、失業や災害などで収入が減り、医療機関の窓口で一部負担金を支払うことができない場合の減免や保険税の減免制度の周知等を行っており、被保険者の負担や賦課・収納状況を確認しながら、被保険者に寄り添った運営に努めます。

イ 令和5年度までの経過

- | | |
|--------|---|
| 平成16年度 | 平成9年度以降据え置いていた保険税の引上げ。財政支援のため、初めて一般会計特例繰入を実施（平成16～18年度5億200万円／年） |
| 21年度 | 基礎課税分（医療費分）の税率改定と共に、2億5,000万円の一般会計特例繰入を実施 |
| 22年度 | 基礎課税分（医療費分）・介護分・支援分の税率改定。被保険者負担の軽減のため、一般会計特例繰入を2億7,000万円追加（平成22、23年度 5億2,000万円／年） |
| 28年度 | 基礎課税分（医療費分）・介護分・支援分の税率改定。被保険者負担の軽減のため、一般会計特例繰入を実施（平成28、29年度 6億8,400万円／年） |
| 29年度 | 国民健康保険事業財政調整基金に6億3,000万円を積立 |
| 30年度 | 平成30年4月からの制度改正で、財政運営の責任主体が県に移行 |
| 令和4年度 | 令和6年度までの財政推計に基づき、令和3年度の決算余剰金を財源として基礎課税分（医療費分）の税率改定（引き下げ）を実施 |

ウ 令和6年度の取組みと成果

平成30年4月から国民健康保険の県域化により財政運営の責任主体が県に移行し、県へ運営費として国民健康保険事業費納付金を納めることで、松本市が支出する保険給付費について、保険給付費等交付金として全額交付され、保険給付費の増大を要因とした会計収支の赤字は発生しなくなりました。

令和4年度の税率改定以降、単年度収支は赤字となりましたが、前年度繰越金により形式収支は黒字を維持しています。令和6年度は次年度当初予算編成を通じて中期的な財政運営について検討しました。

エ 現状の分析と課題

令和4年度税率改定時の財政推計と比較すると、令和6年度末に形式収支はほぼなくなる見込みでしたが、令和6年度2月補正での年度末形式収支は2億1,829万円あり、収支は改善しています。

しかしながら、令和7年度当初予算では単年度赤字を前年度繰越金で賄いきれず、基金3,098万円を繰り入れて収支均衡を図っていることから、令和7年度中に今後の税率改定について検討を進めます。

また、県は令和6年3月に長野県国民健康保険運営方針を改定し、県内市町村の保険料水準について、令和12年度までに納付金ベースでの統一（事業費納付金算定時に医療費指数を反映させないこと）を

目指すこととしています。今後も財政状況や保険料水準統一の動向を注視しながら、安定的な事業運営を図ります。

オ 税率の改定経過

年 度		H 16	H 19	H 20	H 21	H 22	H 28	R 4
医療分	所得割	9.0%	9.0%	6.5%	7.2%	7.9%	9.1%	8.1%
	均等割	18,000 円	18,000 円	13,200 円	14,400 円	17,100 円	18,800 円	18,800 円
	平等割	22,200 円	22,200 円	16,500 円	18,000 円	21,000 円	22,700 円	21,700 円
介護分	所得割	1.6%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	2.6%
	均等割	3,960 円	5,600 円	5,600 円	5,600 円	6,000 円	6,400 円	6,400 円
	平等割	4,440 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,700 円	6,700 円
支援分	所得割	－	－	2.5%	2.5%	2.4%	3.2%	3.2%
	均等割	－	－	4,800 円	4,800 円	5,100 円	6,500 円	6,500 円
	平等割	－	－	5,700 円	5,700 円	6,000 円	7,400 円	7,400 円

(2) 保健事業の推進

ア 目標

特定健康診査・人間ドック等の健診や各種保健事業の実施により、生活習慣病等の早期発見・早期治療による被保険者の健康増進と、疾病予防による医療費の適正化を図ります。

イ 令和 6 年度までの経過

- 平成 20 年度 特定健康診査（検査項目 3 項目追加）、特定保健指導の開始
- 21 年度 人間ドック助成事業実施要綱の改正 対象年齢 35 ～ 64 歳→ 35 ～ 74 歳、40 歳・50 歳を迎える被保険者の 10,000 円の追加補助の廃止。特定健康診査（検査項目 2 項目追加）
- 22 年度 特定健康診査市独自項目 2 項目追加
- 23 年度 特定健康診査市独自項目 3 項目追加
- 25 年度 後発医薬品利用差額通知事業開始
- 26 年度 人間ドック市外受診者への助成事業追加。特定健診等経年未受診者への勧奨事業開始
- 27 年度 松本市保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
- 29 年度 松本市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
- 令和 6 年度 松本市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定

ウ 令和 6 年度の取組みと成果

令和 6 年度は、第 3 期データヘルス計画の初年度として、透析に係る医療費の抑制や、心血管疾患などの重篤な循環器系疾患予防を課題とし、各種取組みを実施しました。従来から実施している糖尿病性腎症重症化予防事業に加え、糖尿病ハイリスク者のうち治療を中断している方への訪問指導や、未治療者に対する受診勧奨を強化するため、新たに対象とする検査項目を追加するなど、包括的な受診勧奨を推進しました。

エ 現状の分析と今後の課題

今後、後期高齢者の割合が高まることが見込まれるなかで、健康寿命の延伸と医療費適正化がますます重要です。健康・医療情報の分析では、一人当たり医療費が増加しており、特に人口透析が医療費を押し上げる大きな要因となっています。特定健診は、特に 60 歳未満の若い世代の受診率が低い状況です。特定健診結果が基準値以上の者の 4 割は未受診であり、必要な人が医療につながっていません。

健康課題に対して実効性のある保健事業を実施するとともに、P D C A サイクルに基づいた事業の評価と見直しを行い、地域の保健医療関係者と連携して対応していく必要があります。

オ 特定健診受診率（法定報告 健康づくり課所管）

年 度	対象者（人）	受診者（人）	実施率（％）	伸び率（％）
R 2	32,948	12,507	38.0	△ 4.3
R 3	31,845	13,679	43.0	5.0
R 4	30,046	12,845	42.8	△ 0.2
R 5	28,728	12,176	42.4	△ 0.4
R 6	29,831	12,683	42.5	0.1

※令和 6 年度は速報値

9 公営企業の経営状況

(1) 上下水道局

ア 令和 6 年度の決算状況（消費税及び地方消費税を除く）

- (ア) 水道事業は、収益的収入及び支出では、10,840 千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額が支出額に対して不足する額 1,407,507 千円について、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

（第 1 表「水道事業比較損益計算書」、第 2 表「水道事業比較貸借対照表」を参照）

- (イ) 下水道事業は、収益的収入及び支出では 872,173 千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額が支出額に対して不足する額 2,193,125 千円について、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

（第 3 表「下水道事業比較損益計算書」、第 4 表「下水道事業比較貸借対照表」を参照）

- (ウ) 農業集落排水事業は、令和 6 年度から地方公営企業法を全部適用し、上下水道局へ事業移管されました。

収益的収入及び支出では、1,213 千円の当年度純利益となりました。また、資本的収入及び支出では、収入額と支出額が同額となったため、当年度分損益勘定留保資金等での補てんは行っていません。

（第 5 表「農業集落排水事業比較損益計算書」、第 6 表「農業集落排水事業比較貸借対照表」を参照）

第 1 表 水道事業比較損益計算書

(千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
営 業 収 益 (A)	4,023,898	3,820,746	4,167,294
営 業 費 用 (B)	4,871,754	4,793,640	4,797,990
営 業 利 益 (A-B=C)	△ 847,856	△ 972,894	△ 630,696
附 帯 事 業 収 益 (D)	19,546	19,903	20,064
附 帯 事 業 費 用 (E)	10,553	10,778	16,230
営 業 外 収 益 (F)	999,795	1,152,216	741,151
営 業 外 費 用 (G)	143,593	145,836	107,854
経 常 利 益 (C+D+F-E-G=H)	17,339	42,611	6,435
特 別 利 益 (I)	743	10,459	6,542
特 別 損 失 (J)	2,619	2,310	2,137
当 年 度 純 利 益 (H+I-J=K)	15,463	50,760	10,840
前年度繰越利益剰余金 (L)	348,169	363,632	344,393
その他未処分利益剰余金変動額 (M)	0	20,899	0
当年度未処分利益剰余金 (K+L+M)	363,632	435,291	355,233

※端数調整のため、計が一致しない場合があります。

第2表 水道事業比較貸借対照表

(千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産 (A)	36,755,803	36,445,008	36,188,771
流動資産 (B)	4,566,498	4,258,718	4,692,848
うち現金預金	3,923,604	3,651,209	4,086,859
うち未収金	558,045	504,364	571,895
資産合計 (A+B=C)	41,322,301	40,703,726	40,811,619
固定負債 (D)	9,383,556	9,177,032	9,160,515
流動負債 (E)	1,398,241	1,080,792	1,225,628
うち未払金	616,812	327,167	511,628
繰延収益 (F)	9,115,441	8,790,603	8,602,086
負債合計 (D+E+F=G)	19,897,238	19,048,427	18,988,229
資本金 (H)	17,593,799	17,773,274	17,951,423
剰余金 (I)	3,831,264	3,882,025	3,871,967
うち利益剰余金	3,264,645	3,315,405	3,305,347
資本合計 (H+I=J)	21,425,063	21,655,299	21,823,390
負債・資本合計 (G+J)	41,322,301	40,703,726	40,811,619

第3表 下水道事業比較損益計算書

(千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業収益 (A)	5,235,449	4,301,167	4,906,995
営業費用 (B)	5,828,573	5,980,002	5,863,160
営業利益 (A-B=C)	△ 593,124	△ 1,678,835	△ 956,165
附帯事業収益 (D)	79,350	76,378	70,201
附帯事業費用 (E)	52,122	43,322	29,682
営業外収益 (F)	1,885,173	2,621,901	2,062,955
営業外費用 (G)	372,342	367,532	278,828
経常利益 (C+D+F-E-G=H)	946,935	608,590	868,481
特別利益 (I)	9,311	130	12,094
特別損失 (J)	2,680	3,740	8,402
当年度純利益 (H+I-J=K)	953,566	604,980	872,173
前年度繰越利益剰余金 (L)	407,778	461,344	396,324
その他未処分利益剰余金変動額 (M)	361,942	288,317	90,791
当年度未処分利益剰余金 (K+L+M)	1,723,286	1,354,641	1,359,288

第4表 下水道事業比較貸借対照表

(千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産 (A)	96,779,962	96,869,304	96,438,035
流動資産 (B)	6,972,550	9,524,358	8,203,198
うち現金預金	5,325,360	6,770,324	5,881,796
うち未収金	1,362,242	2,264,494	1,856,909
資産合計 (A+B=C)	103,752,512	106,393,662	104,641,233
固定負債 (D)	17,313,532	16,619,723	16,113,971
流動負債 (E)	3,098,171	5,143,180	2,689,365
うち未払金	423,411	2,594,356	504,046
繰延収益 (F)	48,986,988	49,671,959	50,006,923
負債合計 (D+E+F=G)	69,398,691	71,434,862	68,810,259
資本金 (H)	13,080,378	13,442,320	13,730,637
剰余金 (I)	21,273,443	21,516,480	22,100,337
うち利益剰余金	5,614,498	5,857,535	6,441,393
資本合計 (H+I=J)	34,353,821	34,958,800	35,830,974
負債・資本合計 (G+J)	103,752,512	106,393,662	104,641,233

第5表 農業集落排水事業比較損益計算書

(千円)

項目			令和6年度
営業収益 (A)			10,365
営業費用 (B)			64,383
営業利益 (A-B=C)			△ 54,018
営業外収益 (D)			55,371
営業外費用 (E)			4,000
経常利益 (C+D-E=F)			△ 2,647
特別利益 (G)			4,160
特別損失 (H)			300
当年度純利益 (F+G-H=I)			1,213
前年度繰越利益剰余金 (J)			0
その他未処分利益剰余金変動額 (K)			0
当年度未処分利益剰余金 (I+J+K)			1,213

※令和5年度以前は、地方公営企業法適用前のため損益計算書を作成していません。

第6表 農業集落排水事業比較貸借対照表

(千円)

項目			令和6年度
固定資産 (A)			1,009,469
流動資産 (B)			16,805
うち現金預金			12,100
うち未収金			4,705
資産合計 (A+B=C)			1,026,274
固定負債 (D)			220,639
流動負債 (E)			42,631
うち未払金			11,286
繰延収益 (F)			564,629
負債合計 (D+E+F=G)			827,899
資本金 (H)			160,472
剰余金 (I)			37,903
うち利益剰余金			1,213
資本合計 (H+I=J)			198,375
負債・資本合計 (G+J)			1,026,274

※令和5年度以前は、地方公営企業法適用前のため貸借対照表を作成しておりません。

イ 現状の分析と課題

上下水道事業は、人口減少や節水機器の普及等により収益が減少していく一方で、老朽化施設の更新や耐震化への投資など、多額の資金需要が見込まれており、さらに、エネルギーや資材を始めとする物価高騰の影響による事業経費の増加が課題となっています。

こうした中、水道事業は黒字経営を続けているものの、令和7年度以降は赤字経営になる見込みであることから、令和6年度に松本市上下水道事業経営審議会において適正な水道料金等の在り方について審議を行い、水道料金改定の必要性等について答申を受けました。

下水道事業は、平成28年度に企業債償還元金のピークを越えたことで資金収支面においても改善が見られたことから黒字経営を続けていますが、支出の増加により減益基調で推移していく見込みです。

令和6年度から事業移管となった農業集落排水事業は、過疎化による使用者の減少に伴い使用料収入が減少しています。施設の老朽化が進んでいることから定期的な修繕等による維持管理を行っていく予定ですが、一般会計繰入金によって収支を均衡させており、不安定な経営状況となっています。

今後も、市民生活や経済活動を支える安全でおいしい水を届けるとともに、快適な生活環境を守るため、上下水道事業の経営戦略や事業計画に沿った施策を進め、安全・強靱・持続可能な上下水道の基盤強化に取り組めます。

(2) 病院局

ア 令和6年度の決算状況

(ア) 収益的収支（消費税及び地方消費税を除く）

収益的収支については、経常利益が61,233千円で前年度比318,388千円（83.9%）の減となりましたが、6年連続の黒字決算となりました。なお、令和6年2月に策定した松本市立病院経営強化プランでは令和6年度は238,000千円の赤字を見込んでいましたが、大幅な収支改善となりました。

市立病院の収益的収入では、医業収益が前年度に比べて208,932千円（4.6%）増加しました。平均入院患者数が178.4人／日で前年度比21.1人／日の増となり、入院収益は6.8%増加した一方、外来患者数は337.8人／日、前年度比7.4人／日の減となりましたが、1人1日の平均単価が404円上昇したため、外来収益は0.4%増加しました。また、新型コロナウイルス感染症関連補助事業（病床確保料）が大幅に減少したことにより、医業外収益は387,933千円（50.3%）の減となりました。

市立病院の収益的支出では、高水準のベースアップとなった人事院勧告による給与費の増加、入院患者増や物価高騰による薬品費や材料費の増加、労務費やエネルギー価格の高騰による委託料や光熱水費等の経費の増加があり、医業費用は132,503千円（2.8％）の増となりました。

四賀の里クリニックでは、平均外来患者数が37.2人／日で前年度比0.6人／日の増となりましたが、1人1日の平均単価が1,432円の減となったことから、診療所医業収益は13,273千円（8.6％）の減となりました。

(イ) 資本的収支（消費税及び地方消費税を含む）

資本的収入では、市立病院で新病院建設事業や医療機器等の購入に係る企業債が増加したことで、223,675千円（99.4％）の増となりました。資本的支出では、建設改良費においては、市立病院でMRI装置等を新規で購入したことにより、135,441千円（251.8％）の増となり、病院建設事業費においては、新病院建設に係る実施設計や用地測量等の委託費用の増加により21,947千円（19.9％）の増となりました。資本的支出総額では前年度比159,862千円（33.8％）の増となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額184,683千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補てんしました。

（第1表「松本市病院事業比較損益計算書」、第2表「松本市病院事業比較貸借対照表」を参照）

第1表 松本市病院事業比較損益計算書

（千円）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病 院 医 業 収 益 (A)	4,262,568	4,542,440	4,751,372
病 院 医 業 費 用 (B)	4,769,509	4,761,105	4,893,608
病 院 医 業 外 収 益 (C)	1,158,058	770,986	383,053
病 院 医 業 外 費 用 (D)	177,841	171,902	179,857
訪 問 看 護 事 業 営 業 収 益 (E)	52,237	46,215	49,896
訪 問 看 護 事 業 営 業 費 用 (F)	50,763	54,588	57,323
訪 問 看 護 事 業 営 業 外 収 益 (G)	257	62	76
診 療 所 医 業 収 益 (H)	175,543	154,303	141,030
診 療 所 医 業 費 用 (I)	229,021	210,846	206,487
診 療 所 医 業 外 収 益 (J)	58,493	71,298	79,829
診 療 所 医 業 外 費 用 (K)	8,138	7,241	6,747
経 常 利 益 ((A+C+E+G+H+J)-(B+D+F+I+K)=(L))	471,885	379,621	61,233
特 別 利 益 (M)	0	0	0
特 別 損 失 (N)	1,572	0	0
当 年 度 純 利 益 (L+M-N=O)	470,314	379,621	61,233
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (P)	272,260	742,574	1,122,195
その他未処分利益剰余金変動額 (Q)	0	0	0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 (O+P+Q)	742,574	1,122,195	1,183,428

※計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第2表 松本市病院事業比較貸借対照表

(千円)

項目				令和4年度	令和5年度	令和6年度
固	定	資	産 (A)	5,218,523	4,391,011	4,023,410
流	動	資	産 (B)	1,598,992	2,641,376	3,178,771
	う	ち	現 金 預 金	834,870	1,988,328	2,399,509
	う	ち	未 収 金	749,668	634,602	758,852
資	産	合	計 (A+B=C)	6,817,515	7,032,387	7,202,181
固	定	負	債 (D)	2,291,547	2,040,579	2,121,334
流	動	負	債 (E)	919,891	996,708	1,005,135
	う	ち	未 払 金	361,352	431,127	491,676
繰	延	収	益 (F)	1,313,802	1,323,204	1,342,584
負	債	合	計 (D+E+F=G)	4,525,240	4,360,491	4,469,052
資	本	金	(H)	1,263,614	1,263,614	1,263,614
	う	ち	借 入 資 本 金	0	0	0
剰	余	金	(I)	1,028,662	1,408,282	1,469,516
	う	ち	利 益 剰 余 金	1,016,164	1,395,785	1,457,018
資	本	合	計 (H+I=J)	2,292,276	2,671,896	2,733,129
負	債・	資	本 合 計 (G+J)	6,817,515	7,032,387	7,202,181

※計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

イ 現状の分析と課題

令和6年度は、収益的収入において、新型コロナウイルス感染症関連補助事業による病床確保料の大幅な減額等により、医業外収益は減収となりましたが、医業収益は、入院患者数の大幅増加等により、前年度と比較して増となりました。一方、収益的支出において、人事院勧告や物価高騰等の影響を受けて、給与費、材料費等が増となりましたが、収支バランスの改善により6年連続の黒字決算となりました。

令和7年度以降も、松本市立病院経営強化プランに沿った医療を実践し、経営改革を進めるとともに、医療需要の変化に合わせた医療を提供します。

また、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直すとともに、新病院建設を見据えて、経営基盤の強化に取り組みます。